

宇都宮市のネーミングライツの取組み

— 事業者・団体の皆様 ネーミングライツに取り組んでみませんか —

➤ ネーミングライツとは・・・

「ネーミングライツ」とは、本市が保有している施設等の名称に企業名や商品名などを冠した愛称を付与する権利「命名権」のことです。

ネーミングライツを取得した民間事業者（「ネーミングライツパートナー」という。）は、施設等への愛称を付与する代わりに命名権料（ネーミングライツ料）を対価とし、市へ納付いただき、市は、その収入を財源に施設の修繕や運営の一部に活用して、市民サービス向上を図るものです。

愛称：〇〇〇運動公園



➤ 参加される民間事業者等（ネーミングライツパートナー）のメリット

- ・ 企業名・商品名等を含む愛称を施設の看板やイベントのポスター等に利用できるほか、市もホームページや印刷物等において愛称を積極的に使用しますので、企業名・商品名等のPR効果が期待できます。
- ・ ネーミングライツ料が施設の維持管理等に役立てられるので、市民サービスの向上・施設の魅力向上や地域の活性化に貢献することができます。
- ・ ネーミングライツパートナーのホームページ等にネーミングライツパートナーとして市民サービスの向上等に貢献していることをPRすることができるので、イメージアップにつながります。

➤ 宇都宮市及び市民にとってのメリットは

- ・ 施設の魅力向上や、メディア露出等による、宇都宮市のPR効果が期待できます。
- ・ 施設の運営・維持管理や事業の実施等のための安定的な財源確保につながります。
- ・ 施設を利用したイベントや事業の実施にあたり、民間事業者との協働を推進することにより、市民サービスの向上が期待できます。

➤ ネーミングライツに関心のある事業者等の方はご相談・お問い合わせ下さい。

【問合せ先 担当課】 宇都宮市 行政経営部 行政経営課（経営管理室）

E-mail u05000700@city.utsunomiya.tochigi.jp

ファクス 028-632-5425 電話 028-632-2035

➤ 他自治体の取組み状況

自治体	主な導入施設
栃木県内	陸上競技場、体育館、野球場、武道館、健康福祉センター、文化会館、陸上競技場、市民交流センター、テニスコート、公園、自然の家、老人福祉センター、公園サッカー場 など
中核市	体育館、運動公園、野球場、プール、サッカー場、文化会館、児童館、公園、立体駐車場、歩道橋 など